

千葉県心身障害者通所施設通所交通費助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は、心身障害者で通所施設に通所している者に対し、通所交通費を助成することにより、心身障害者の自立の促進及び社会参加の推進に寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 通所交通費の助成（以下単に「助成」という。）を受けることができる者は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 本市に住所を有する者であること。

(2) 次のいずれかに該当する者であること。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「児福法」という。）第12条第1項に規定する児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所が知的障害者と判定した者

ウ 千葉県療育手帳制度実施要綱（平成4年3月31日福祉部長決裁）第6条の規定により療育手帳の交付を受けた者

エ 千葉県心身障害者ワークホーム設置運営要綱（平成6年3月31日福祉部長決裁）第7条第2項の規定により、市長が、心身障害者ワークホームの利用者として認めた者

オ 発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害者、又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「支援法」という。）第4条第1項に規定する、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者で、かつ、支援法第5条第1項に規定する障害福祉サービスに係る介護給付費等（支援法第19条第1項に規定する介護給付費等をいう。）の支給決定（支援法第19条第1項に規定する支給決定をい

う。)を受けた者(ただし、次号イからオまでのいずれかの施設に通所する場合に限る。)

カ 児福法第6条の2の2第1項に規定する障害児通所支援(ただし、児童発達支援、医療型児童発達支援及び放課後デイサービスに限る。)に係る障害児通所給付費等(児福法第21条の5の5第1項に規定する障害児通所給付費等をいう。)の通所給付決定(児福法第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定をいう。)を受けた者(ただし、次号ア又はケの施設に、当該通所給付決定を受けた障害児通所支援の利用を目的に通所する場合に限る。)

(3) 次のいずれかの施設に通所している者であること。

ア 児福法第43条に規定する児童発達支援センター

イ 支援法第5条第7項に規定する生活介護を行う施設

ウ 支援法第5条第12項に規定する自立訓練を行う施設

エ 支援法第5条第13項に規定する就労移行支援を行う施設

オ 支援法第5条第14項に規定する就労継続支援を行う施設

カ 支援法第5条第27項に規定する地域活動支援センター

キ 心身障害者福祉作業所設置運営要綱(昭和53年千葉県要綱第355号)に規定する心身障害者福祉作業所

ク 千葉市中心身障害者ワークホーム設置運営要綱に規定するワークホーム

ケ アからクまでに掲げる施設に類する施設と市長が特に認めた施設

(助成の範囲及び助成の額の算定方法)

第3条 助成は、住居から通所施設(前条第3号に掲げる施設をいう。)までの通所の距離が片道500m以上である場合に当該施設への通所に係る前条に規定する対象者の通所交通費について行うものとし、次の各号に定める方法により月を単位として算定した額とする。

(1) 1か所の通所施設のみに通所する場合

ア 鉄道、軌道又は路線バス(以下「公共交通機関」という。)を利用するとき

最も経済的かつ合理的と認められる経路及び方法に係る1回の通

所に要する運賃の額に通所した日数を乗じて得た額（以下「実費」という。）又は利用期間が1か月の定期乗車券の価額（前条に規定する対象者が単独で乗車する場合に適用される価額とする。以下「1か月定期券料金」という。）のいずれか少ない額から他の法令、条例、要綱等による助成の額（以下「他法令等助成の額」という。）を控除して得た額の2分の1に相当する額

ただし、通所した日数が通所施設と契約した1か月の利用日数（以下「利用契約日数」という。）と同じであったと仮定して算出した実費が1か月定期券料金より多いときは、通所しなかったときを除き、当該1か月定期券料金を実費とみなす。

イ 道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の規定による登録を受けた者が行う自家用有償旅客運送（以下「福祉有償運送」という。）を利用するとき

1か月の通所に要した対価の額から他法令等助成の額を控除して得た額の2分の1に相当する額

ウ 自家用自動車を利用するとき

公共交通機関を利用するものとしたときにアに規定する方法により算定して得た額

エ 上記イとア又はウを併用するとき

各交通手段ごとに助成の額を算定して得た額の合算額

(2) 2か所以上の通所施設に通所する場合

各施設ごとに前号の規定により算定して得た額の合算額（ただし、重複する区間がある場合には、最も合理的かつ経済的な額を算定するものとする。）

2 助成の額は、10円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとする。

（医療的ケアを必要とする者及び強度行動障害のある者に係る特例）

第4条 対象者が極めて障害の程度が重度な者として別表に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に掲げる要件を満たす場合、前条第1項各号に定める方法に加えて、タクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和45年法律第75号）第2条第1項に規定するタクシーをいう。

以下同じ。)の利用により1か月の通所に要した運賃の額から他法令等助成の額を控除して得た額の2分の1に相当する額について助成を受けることができるものとする。

2 前項の規定によりタクシーを利用するとき、前条第1項各号(ただし、第1号アただし書きを除く。)に定める方法により助成の額を算定する場合には、通所した日数からタクシーを利用した日数を控除して得た日数により算定するものとする。

3 前条第2項の規定は、タクシーを利用するときの助成の額について準用する。

(受給資格の認定請求)

第5条 助成を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、千葉市中心身障害者通所交通費助成受給資格認定請求書(様式第1号)に通所届(様式第2号)及び次の各号に掲げるいずれかの書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 通所施設との利用契約書の写し

(2) 千葉市中心身障害者通所交通費助成利用契約日数等証明書(様式第3号)

2 前項の規定による受給資格の認定請求があったとき、市長は必要と認める書類の提出を申請者に求めることができる。

(受給資格の認定)

第6条 市長は前条の規定による受給資格の認定の請求があった場合においては、申請者が第2条に規定する対象者に該当すると認定したときは千葉市中心身障害者通所交通費助成受給資格認定通知書(様式第4号)(以下「受給資格認定通知書」という。)により、申請者が当該対象者に該当しないと認定したときは千葉市中心身障害者通所交通費助成受給資格認定請求却下通知書(様式第5号)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(通所交通費の請求)

第7条 前条の規定により受給資格の認定を受けた者(以下「受給者」という。)は、次の表に掲げる区分に従い、各期別の請求書提出締切日までに、千葉市中心身障害者通所交通費助成請求書(様式第6号)に千

葉市心身障害者通所交通費助成通所証明書(様式第7号)を添付して、市長に提出しなければならない。ただし、各期別の請求書提出締切日までに、受給者が請求できなかったことに特段の理由があると認められるときは、当該締切日を過ぎたものであっても請求できるものとする。

期 別	期 間	請求書提出締切日	支給月
第1期	4月 5月 6月分	7月20日	8月
第2期	7月 8月 9月分	10月20日	11月
第3期	10月 11月 12月分	1月20日	2月
第4期	1月 2月 3月分	4月20日	5月

2 受給者が福祉有償運送を利用した場合には、前項に定める書類のほか、領収書等の各月ごとの通所に要した対価の額及び利用回数を確認できる書類を添付しなければならない。

3 第4条第1項の規定により受給者がタクシーを利用した場合には、第1項に定める書類のほか、領収書等の各月ごとの通所に要した運賃の額及び利用回数を確認できる書類を添付しなければならない。

(助成の方法)

第8条 市長は、前条の規定による通所交通費の請求があった場合は助成の額を決定し、前条第1項の表に掲げる区分に従い、各期別の支給月に当該助成の額に相当する金銭を受給者があらかじめ指定した金融機関の口座に振り込むことによって行うものとする。

(助成の期間)

第9条 助成は、第5条の規定による受給資格の認定の請求が行われた日が属する月から受給資格を喪失した日が属する月までの第3条及び第4条の通所交通費について行う。

(変更の届出)

第10条 受給者は、住所(又は住居)、氏名、金融機関の口座、通所施設、通所施設の利用契約日数又は通所交通費に変更があったときは、千葉市心身障害者通所交通費助成変更届(様式第8号)に次の各号に掲げる変更に係る事項に応じそれぞれ当該各号に掲げる書類を添付し

て、市長に届け出なければならない。

- (1) 住所（又は住居）の変更 通所届（様式第2号）
- (2) 通所施設の変更 通所届（様式第2号）及び第5条第1号又は第2号に規定する書類
- (3) 通所施設の利用契約日数の変更 変更後の通所施設に関する第5条第1号又は第2号に規定する書類
- (4) 通所交通費の変更 通所届（様式第2号）

2 市長は、前項の規定による届出があった事項が受給資格認定通知書の記載事項の変更を要するものと認めるときは、記載事項に所要の変更を行った受給資格認定通知書によりその旨を受給者に通知するものとする。

3 第1項に規定する届出事項により助成の額に変更が生じる場合には、当該変更は、当該事項が生じた日の属する月の翌月（当該日が当該月の初日であるときは、当該月）から行うものとする。

4 市長は、受給者が第1項に規定する届出を行わない場合でも同項に掲げる事由が存すると認めるときは、助成を停止することができる。
（受給資格の喪失）

第11条 受給者は、第2条に規定する者に該当しなくなったときは、受給資格を喪失する。

2 受給者は、受給資格を喪失した場合は、千葉市心身障害者通所交通費助成受給資格喪失届（様式第9号）により、市長にその旨を届け出なければならない。

3 市長は、受給者が前項に規定する届出を行わない場合でも受給者が受給資格を喪失したと認めるときは、受給資格の認定を取り消し、千葉市心身障害者通所交通費助成受給資格喪失通知書（様式第10号）によりその旨を受給者に通知するものとする。

（助成費の返還）

第12条 市長は、偽りその他不正行為によって助成を受けた者がいるときは、その者から既に助成した額の全部又は一部を返還させることができる。

（譲渡等の禁止）

第13条 この要綱により助成を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供することができない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、要綱に基づく助成に関し必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、昭和58年6月1日から施行し、同日以後の通所交通費の助成について適用する。

附 則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行により新たに対象施設となった通所施設に通所している者から第5条の規定による届出が平成18年12月28日までに提出された場合においては、助成は、第4条の規定にかかわらず、平成18年10月又は通所施設に通所を開始した日の属する月のいずれか遅い月から行うものとする。
- 3 前項の規定は、2か所以上の通所施設に通所している者から第5条の規定による申請があった場合に準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱第6条の規定に基づき助成の決定を受けている者のうち改正後の要綱に基づき助成を受けようとする者は、第4条の規定に基づき市長に受給資格の認定を請求しなければならない。この場合において、平成19年7月20日までに当該認定の請求が行われた場合には、第8条の規定にかかわらず、平成19年4月分の通所交通費から適用する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (千葉県更生訓練費支給要綱等の一部を改正する要綱)

(施行期日)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第2条及び第4条の改正規定は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、様式第6号の改正規定は、平成26年6月1日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の千葉県心身障害者通所施設通所交通費助成要綱は、平成26年4月1日以後の通所交通費について適用し、同日

前の通所交通費については、なお従前の例による。

- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表

区分	要件
<p>医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、 <small>かくたん</small>喀痰吸引その他の医療行為をいう。以下同じ。）を必要とする障害者（支援法第4条第1項に規定する障害者をいう。以下同じ。）</p>	<p>障害支援区分（支援法第4条第4項に規定する障害支援区分をいう。以下同じ。）5以上で、障害支援区分認定調査項目（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）第1条に規定する障害支援区分認定調査をいう。）別表第1中10の群に掲げる特別な医療のうち中心静脈栄養、酸素療法、レスピレーター、気管切開の処置、経管栄養又はモニター測定的项目のいずれかが「ある」に該当する障害者</p>
<p>医療的ケアを必要とする障害児（児福法第4条第2項に規定する障害児をいう。以下同じ。）</p>	<p>通所受給者証（児福法第21条の5の7第9項に規定する通所受給者証をいう。以下同じ。）に記載された医療的ケア区分が3以上の障害児 <small>児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号。以下「指定通所支援告示」という。）別表第1児童発達支援10又は第3放課後等デイサービス8に規定する医療連携体制加算を算定する通所施設を利用する障害児のうち、当該通所施設の看護職員等が作成した当該障害児の医療的ケア判定スコア票に記載された基本スコアの合計が32点以上のもの</small></p>
<p>強度行動障害（多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すた</p>	<p>障害支援区分5以上で、厚生労働大臣が定める基準（平成18年厚生労働省告示第543号）別表第2に掲げる行動関連項目の点数の合計が15点以上と判定されたもの</p>

<p>め、適切な指導・訓練を行なわなければ日常生活又は社会生活を営む上で著しい制限を受ける状態をいう。以下同じ。)のある障害者</p>	
<p>強度行動障害のある障害児</p>	<p>通所受給者証に強度行動障害児支援加算（指定通所支援告示別表第1 児童発達支援8の2又は第3 放課後等デイサービス6の2に規定する強度行動障害児支援加算をいう。）と記載された障害児</p>